

PL法ってなに？(I)



PL法→Product(製造物) Liability(責任)

PL法とは、製品の欠陥によって、人の生命や身体、財産に損害を被った場合、その製品を製造したメーカーなどに損害賠償を求めることができるという法律です。

テレビをつけていたら、突然テレビが映らなくなった



PL法適用外

テレビをつけていたら、突然火を噴いて、火傷を負ってしまった。原因を調べたらテレビの設計ミスだった



PL法適用

製造または加工された動産のことを製造物といいます

未加工の農林水産物(果物、野菜、魚)や不動産(住宅)などは製造物ではない



PL法適用外

自動車、テレビ、コーヒーカップ、加工したジュースなどは製造物である



PL法適用

PL法によって損害賠償が認められるのは、製造物の欠陥によって人の生命、身体または財産に被害が及んだ場合です。製品が壊れただけでは適用されません

